

大田区コミュニティバス等検討会議設置要綱

21 都 都 発 第 10910 号

平成 21 年 7 月 22 日区長決定

29 ま 計 発 第 11891 号

平成 30 年 2 月 14 日部長決定

30 ま 計 発 第 10483 号

平成 30 年 6 月 12 日部長決定

(目的)

第1条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における交通需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、大田区コミュニティバス等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) バス等の旅客輸送を提供すべき地域及び区間にに関する事項
- (3) 検討会議の運営方法その他検討会議が必要と認める事項
- (4) その他コミュニティバス等の運行に関し必要な事項

(検討会議の構成員)

第3条 検討会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 区長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人東京バス協会
- (5) 社団法人東京乗用旅客自動車協会
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者、都道府県警察、学識経験者、その他の検討会議が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討会議の運営)

第5条 検討会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、学識経験者をもって充てる。

- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。
- 6 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 7 検討会議の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 9 やむをえない理由のため検討会議に出席することができない委員は、事務局の了解を得て、同一の団体又は機関に所属する者に委任することができる。
- 10 検討会議は、原則として公開とする。ただし、大田区情報公開条例（昭和60年条例第51号）第9条第2項各号に規定する非開示情報が含まれる事項について協議する場合は、検討会議の議決により、公開しないことができる。
- 11 会長は、軽微又は緊急の事項の決定を要すると判断したときは、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって検討会議の議決に代えることができる。

（謝礼）

第6条 会長に対しては、検討会議の開催ごとに、謝礼として2万2,000円を支払うものとする。

（作業部会）

第7条 検討会議は、検討会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、検討会議の委員のうち、部会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会の部会長は、検討会議副会長をもって充てる。
- 4 部会の副部会長は、部会の委員の互選による。
- 5 部会は次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 地域におけるコミュニティバスの必要性、役割等に関すること。
 - (2) 運行計画及び事業性の確保に関すること。
 - (3) 繼続した利用促進事業に関すること。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（協議結果の取扱い）

第8条 検討会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（事務局）

第9条 検討会議及び部会の事務局は、まちづくり推進部都市計画課に置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年7月22日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。